



- 大統領選挙から考える分断を統合する組織経営
- 自筆証書遺言の保管制度をご存じでしょうか？
- 紙の約束手形がなくなる！？
- 固定資産税課税通知書を確認していますか？

大統領選挙から考える分断を統合する組織経営



民主党のジョー・バイデンが第 46 代米国大統領に就任しました。77 歳で退任したロナルド・レーガンを抜く 78 歳の高齢大統領が行う政治は、「経験値を活かす高齢者の時代なのか」、GAFA(Google、Amazon、Facebook、Apple の 4 社の総称)を中心とした若いテクノロジーの新陳代謝を進める米国産業界とは違い「保守的な政治の世界になっているのか」が疑問として湧いてきます。

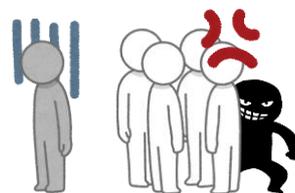
また、バイデン氏はジョン・F ケネディに次ぐ、二人目のカトリック教徒だそうです。米国にはカトリックとプロテスタントの対立が存在する中で、それよりもさらに深刻な分断を米国の民主主義は克服しなければいけないと判断したのだと思います。

ジョー・バイデン氏の演説では「**すべての国民を団結させることに全霊を捧げる**」と分断から統合へのメッセージをとて強く発信していました。アラブの春という SNS が活用された大規模反政府デモを代表とするように、ネット環境の発展により民衆の声を広げやすくなったことで、民主主義が進展し平和な社会になっていくと思われました。しかし、ネットで発信された大きな声によって思考が偏った方向に導かれ、批判的に物事を判断する力が下がっていると警告する専門家も多数います。分断を煽り、片方の勢力だけに加担して、差別主義者などの不満を「てこ」に力を発揮したトランプ元大統領の残したものを**どう変えていくのか**、気になるところです。

分断を引き起こしている要因は社会の格差もありますが人間の認知特性にも要因があるのだそうです。トランプ氏によって、「嘘」が「ポストトゥルース」という人々を動かす概念になりました。「ポストトゥルース」とは、人が客観的事実よりも感情に訴えられた方が動く特性を指しています。この特性が根強いため、事実とは異なるニュース(フェイクニュース)を事実に基づいているか調べ、正確な情報を発信する行為(ファクトチェック)は意味がないばかりか逆効果だという見方もあります。このような、自分の考えを否定されると、さらにその考えに盲信するようになる心理傾向をバックファイア効果と呼び、ダートマス大学のブレンドン・ニャン教授とエクセター大学のジェイソン・エイフラー教授が世の中に知らしめました。さらには、能力の低い人は、自分の誤りを認識できないという「ダニング=クルーガー効果」と合わせて問題は根深いものとなっています。人間の固定観念(思い込み)は普段の生活をオートマチックに運営してくれる反面、**変化対応するときには、批判的に物事を見る力を持つことが大切**なのだと思います。

組織の大きさは違いますが、私たち組織経営者も学ぶところがたくさんあると思います。小さな組織であってもいたるところに分断があります。販売部門と製造部門、トップとナンバーツー、上司と部下など認識の違う同士をどう融合していくのか。コロナ禍の厳しい経営環境ですがプラスに捉えれば人々の価値観が変わる時であり、自分の組織内部はもちろん、外部との関係も作り直せるチャンスかもしれません。

企業が競争上の優位性を確立するには、常に変化する顧客・社会の課題をとらえ、素早く変革し続ける能力を身に付ける事が大切です。その中で一番の要は**組織風土・企業文化(固定観念)を変革すること**に尽きるのではないのでしょうか。



成迫 升敏

自筆証書遺言の保管制度をご存じでしょうか？

人生の終焉を見据えてご自身の身の回りの整理や準備をする「終活」という言葉が一般的になり、自分の亡き後に財産を巡る争いを防止するために「遺言書」を検討する方が増えてきています。



自筆証書遺言とは？

遺言の作成方法の中で最も手軽な方法が、専門家に依頼せず自分で遺言を作成する「自筆証書遺言」です。以前は全て自分で手書きしなければいけないという負担がありましたが、2019年1月の改正により財産目録部分を手書きの代わりにパソコンで作成、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書を添付する形でも良い事になり、作成しやすくなりました。

しかし手軽な自筆証書遺言には弱点もあり、亡くなるまで自宅などで保管するために死後発見されない、紛失してしまう、一部の相続人に改ざんや破棄される、という問題がありました。これらのトラブルを解消するために法務局で保管する「自筆証書遺言保管制度」が2020年7月から開始されました。

自筆証書遺言保管制度とは？

この制度は自筆証書遺言を遺言者本人が法務局へ持ち込むことにより、**遺言書が保管**されます。これにより上記にあるような問題の心配がなくなり確実に遺言書を相続人に残せることとなります。また通常、ご自身で保管する自筆証書遺言は、相続開始後開封しない状態で家庭裁判所に提出して1~2カ月かけて行われる「**検認**」という手続きが必要です。しかしこの制度では、法務局で保管する場合は「**検認**」が**不要**となり、**手続きの期間が短縮される**というメリットもあります。保管手数料は一通 **3,900 円**と非常に安価です。

遺言者は保管後、預けた遺言書を読覧することもでき、遺言内容を変更したい場合は申請を撤回して返却してもらうことができます。また新しいものに変更したい場合は、保管手数料が再度発生しますが保管可能です。遺言者の死亡後、相続人は法務局に遺言書が保管されているか確認し、保管されていれば法務局にて遺言書を読覧する、遺言書の内容の証明書を取得することができます。法務局は相続人が遺言書を読覧を行うと、読覧した方以外の相続人に対して遺言書を保管している旨を通知します。

このように確実に保管される「自筆証書遺言保管制度」ですが、注意点として遺言書の内容について法務局は日付や署名、押印と言った形式的な不備が無いかを確認するものの、**記載内容が適切かについては確認を行いません**。せっかく保管をした遺言書が記載内容不適切で効力を発揮しなかったということが無いように**作成時に注意が必要**です。

手軽で安価に遺言書を保管できる「自筆証書遺言保管制度」は、相続で揉める可能性がなく念のために遺言書を残したい、できるだけ費用はかけずに遺言書を作りたいという場合はお勧めです。

反面、相続で揉める可能性があり、法的に問題のない遺言書を作りたいという場合は公証人役場で公証人が法的な知識を補いながら遺言書を作成してくれる「公正証書遺言」を作成する方法もあります。作成費用は**数万円以上と高額**になることがデメリットです。

目的に合わせて遺言書の作成方法を検討する事をお勧め致します。



<自筆証書遺言保管制度と公正証書遺言の違い>

	自筆証書遺言保管制度	公正証書遺言
費用	一通 3,900 円	財産内容によるが数万円～
本人が出向く必要性	本人が法務局に提出する必要あり。	入院などしていても出張してくれる、本人が出向く必要なし。
保管	法務局で保管	公証役場で保管
検認	不要	不要
遺言の確実性	無効になる可能性あり	無効になる可能性が低い
遺言の変更	比較的しやすい	手続きが煩雑
証人の有無	不要	2人必要

紙の約束手形がなくなる！？



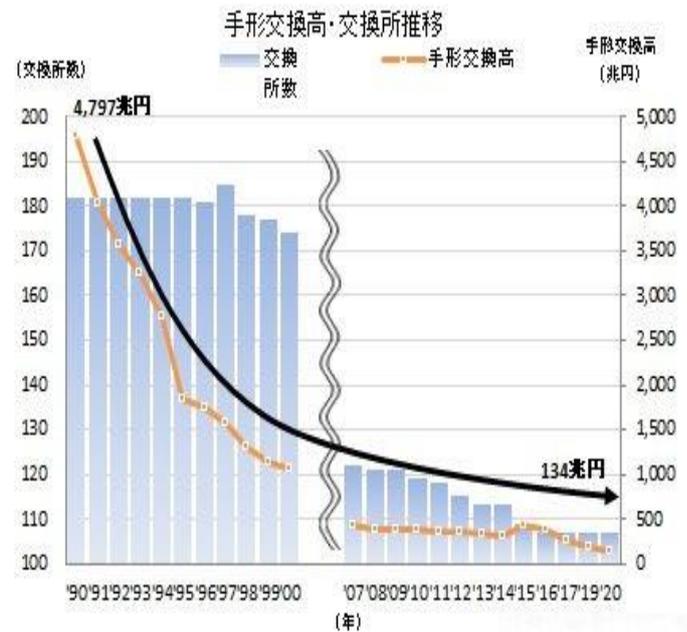
令和3年3月15日に、経済産業省から「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」の報告書が発表になりました。その中で2026年を目途に紙の約束手形を廃止する方針が明記されています。紙の約束手形がなくなることで我々の事業にどう影響するのか、その対策をお伝えします。

約束手形の利用状況

2020年の約束手形交換高は134兆2,534億円で、交換高がピークだった1990年の4,797兆2,906億円と比較すると**3%程度**になっています。「現金決済の増加」「電子記録債権の増加で約束手形の使用が減った」と言われていますが、製造業、卸小売業、建設業では今でも決済に約束手形を使用することが少なくありません。約束手形を振り出す側としては、支払期日を**最長120日**まで延ばすことが出来るので、資金繰りを安定させることができました。今回の報告書によると2026年の廃止の前、2024年を目途に支払サイト※の短期化の方針も記載されています。具体的には、支払期日最長120日サイトを**60日**サイトに**短縮**される予定です。

これによって一時的な資金繰り悪化が予想され、また短期の支払サイトでも耐えられる財務体質の強化が必要になります。

※支払サイトとは、会社の支払いの締め日から支払い期日までの日数



出典:株式会社東京商工リサーチ 2020年「手形・でんさい」動向調査
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210224_01.html

電子記録債権の利用

約束手形での決済を、現金決済に変更するための運転資金については、日本政策金融公庫による**低利融資制度**が利用できますのでご検討ください。また約束手形に変わる別の決済方法としては**電子記録債権**があります。

電子記録債権は**手形的に利用出来る金銭債権**です。支払期日を指定することも出来ますし、受け取った側は約束手形のように割引くことも、裏書譲渡のように譲渡することも出来ます。また債権を分割して必要な分だけ利用することも出来ます。電子記録債権の扱いは金融庁から認可された5社が行っており、その中でも全国の金融機関が参加する「**でんさいネット**」(<https://www.densai.net/>)の利用者が増えています。「でんさい」はオンラインで手続きするため約束手形と違い**印紙**が必要なく、また郵送料も封筒詰めする手間もかかりません。

「でんさい」はこれまで他行宛の送金が**800円前後**と手数料の高さがネックになっていました。割高だった手数料については、今回の政府の方針により値下げされる予定です。また取引先が「でんさい」を利用していないため導入していなかった事業者も多いと思います。今後は更に普及が広がる予想ですので、約束手形に変わる決済方法として「でんさい」の導入を検討してみてもいいかもしれません。

まとめ

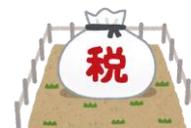
2024年に約束手形の支払期日が60日に、**2026年には廃止になる予定**です。約束手形を利用している事業者は自社の支払サイトの短期化へ向けて、今から準備をしていく必要があります。決済方法の見直し、資金繰り表の作成、財務体質の強化については弊社スタッフまでご相談下さい。

樋口 将志

固定資産税課税通知書を確認していますか？

公示地価が3月23日に発表され、新型コロナウイルスの影響などで全国全用途の平均が6年ぶりに下落に転じたと話題になりました。

令和3年は固定資産税の評価替えの年です。本来なら不動産に対する固定資産税は毎年評価を変えるべきですが、膨大な量の土地や家屋の評価を毎年度見直すことは大変手間がかかることから、3年ごとに変更するのが評価替えという制度です。今年は評価替えの年度となっているので、5月に届く固定資産税課税通知書を、この機会に確認しておきましょう。



固定資産税課税通知書の見方

課税通知書の明細には次のような項目が記載されています（市町村によって異なります）。

＜課税明細の記載例 松本市の場合＞

所在地・番地		③評価額	④(固)課税標準額	固定資産税相当額	課税
①登記地目	②課税地目	課税地積 家屋番号	④(都)課税標準額	都市計画税相当額	軽減

記載された主な項目の説明は次のようなものです。

- ①登記地目：登記簿謄本に記載されている地目（土地の場合）
- ②課税地目：現在使用されている実態に沿った地目（土地の場合）
例えば登記地目が田や畑でも、宅地として利用している場合は宅地と表示され課税される
- ③評価額：不動産の固定資産評価額で、土地は一般的には公示地価（時価）の7割を目途としている
- ④課税標準額：固定資産税課税標準額のこと、税率は固定資産税 **1.4%**、都市計画税 **0.3%**が課税される

評価額と課税標準額の違い

課税標準額は、評価額に対して**一定の割合**をかけて算出されるものです。

住宅用地の特別措置や新築住宅の減額措置が適用されることにより課税標準額が減額されます。

例. ＜住宅用地の特別措置＞

区分	住宅用地面積	固定資産税課税標準の軽減	都市計画税課税標準の軽減
小規模住宅用地	住宅1戸当たり 200㎡まで	課税標準額＝固定資産評価額× <u>1/6</u>	課税標準額＝固定資産評価額× <u>1/3</u>
一般住宅用地	住宅1戸当たり 200㎡超 の部分 (床面積の10倍までが限度)	課税標準額＝固定資産評価額× <u>1/3</u>	課税標準額＝固定資産評価額× <u>2/3</u>

固定資産税課税明細が手元に届いたら

①法人の場合は、決算書と比較してみましょう。

借入で抵当権設定されている不動産が、概ねどの程度の時価額で見られているのか、又は帳簿上の金額と概算時価額との間にどれくらいの差(含み益、含み損)があるか、把握できます。

(例) 概算時価 > 決算書の不動産(建物+土地)の場合

$$\text{含み益} = \text{固定資産評価額} \div 0.7(\text{概算時価}) - \text{決算書の不動産(建物+土地)}$$

②個人の場合は相続税の算出基準となる評価額を概算で確認してみましょう。

(目安) $\text{相続税評価額} = \text{土地の固定資産評価額} \times 1.15 \text{倍} + \text{建物の固定資産評価額}$

③記載された内容に誤りはないか確認しましょう。

総務省が平成26年9月16日に公表した文書に、「取り壊した建物が未反映」など、8種類の課税修正の主な要因が記載されています。その中には電算システムへの入力誤りや新旧プログラムの移行ミスなども書かれていて、課税修正の内容も多岐に渡っています。

固定資産税課税通知書が手元に届いたら、上記のような視点で年に一度は確認してみましょう。